

2027 年度

大阪いずみ市民生活協同組合

とまとちゃん福祉基金 支援事業 募集要項

Aコース

Bコース

例年より1カ月早
くなっています

申請期間:2026 年9月7日(月) ~ 2026 年10月 30 日(金)まで

【対象エリア】

東大阪市、八尾市、藤井寺市、柏原市、松原市、羽曳野市、富田林市、
大阪狭山市、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、太子町、河南町、忠岡町、熊取町、
田尻町、岬町、千早赤阪村

2026 年度の支援実績

81 団体

1723 万円



【問い合わせ先】

大阪いずみ市民生活協同組合 地域活動推進部 地域活動グループ
とまとちゃん福祉基金担当(馬谷・岸本)

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL:072-232-5029 FAX:072-225-2517

E-MAIL:tomato-kikin@izumi.coop

(※土曜・日曜を除く 9:00~17:00)



くらしに笑顔お届けします

大阪いずみ市民生活協同組合

1. はじめに

とまとちゃん福祉基金は、いずみ市民生協の組合員・お取引先・地域の皆さまからのご協力と善意をもとに設立した基金です。子どもを中心とした社会的・経済的困窮の改善に向けて活動する団体を、年間総額 2,000 万円を基準に支援します。

支援は A コース(年間上限 25 万円)と B コース(年間上限 10 万円)の 2 種類です。まず下の「コース早見表」でどちらに該当するかご確認ください。

	A コース	B コース
活動の種類	子どもの居場所づくり (月 1 回以上実施)	子どもの居場所づくり・学習・体験支援 (期間限定の活動・立ち上げ期)
活動頻度	月 1 回以上・継続して実施	単発・一定期間に集中、月 1 回未満の開催
支援上限	25 万円／年・1 回	10 万円／年・1 回
推薦状	必要 (市町村または社会福祉協議会)	新規団体のみ必要 (市町村または社会福祉協議会)
説明会	参加必須(継続団体は動画視聴可)	参加不要
個別懇談	必須(事務局判断で免除あり※) ※懇談免除の条件(支援継続5年以上、代表・活動・支援金用途の変更なし、毎月活動報告ありなど。ただし懇談は毎年免除されるものではない。)	新規団体は必須

2. 目的

いずみ市民生協は、組合員、お取引先、地域のみなさまのご協力と善意を受けて、未来を担うすべての子どもたちと地域福祉のための「とまとちゃん福祉基金」を創設しました。つながりが希薄になる中、困難な状況にある子どもたちを支援する活動が地域に広がり、継続できるよう、活動経費の一部を支援します。

3. 対象となる活動

支援対象団体が、おおむね18歳以下の子どもたちを支援するため主体的に実施する、以下の活動とします。

Aコース 月 1 回以上実施している子どもの居場所づくり活動

食事提供、弁当・食品等の配布活動や学習支援・体験支援活動。運営に携わるボランティアを増やし、育てるとりくみを含む子どもの居場所づくり活動で基本、月 1 回以上実施する活動

Bコース 期間限定・立ち上げ期の子どもの居場所づくり活動

- ① 単発もしくは一定期間に集中して実施する子どもを対象とした体験活動、学習支援など
- ② 子どもの居場所づくりで、開設準備から立ち上げ期間の活動

4. 申請資格

〈団体の要件〉

以下の要件に該当する団体を対象とします

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内に主な活動拠点をもつこと
- (2) 2名以上で構成されること。(ボランティアグループ、NPO法人、任意団体など)
- (3) 営利を目的とした活動を行っていないこと
- (4) 特定の政党や宗教の活動を目的・手段としないこと
- (5) 大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団、その他の反社会的勢力にかかわりがいないこと

〈活動の要件〉

以下のすべてを満たす活動を対象とします

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内で実施すること
- (2) 子どもを中心とした社会的・経済的困窮の改善に寄与する活動であると認められるもの
- (3) 宣伝、売名目的、その他公序良俗に反するなど、趣旨にそぐわないことを行わないこと
- (4) 衛生面や安全面に十分配慮すること
- (5) 食事を調理し提供する場合は、活動実施場所の設備について、保健所や食品衛生責任者の指導や助言を適宜得ること
- (6) 子どもやボランティアなど参加者の安全に努めること。また、ボランティア保険に加入するなどの措置を講ずること
- (7) いずみ市民生協の広報活動の一環として、活動内容を発信する場合があることに同意できること
- (8) いずみ市民生協の求めに応じた活動報告の提出・現地実査への協力ができること

5. 支援の対象となる期間・使途、コース別の要件・スケジュールについて

A・B 共通 対象期間と支援金の使途

- (1) 支援対象期間：2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日
- (2) 支援金の使途：活動に直接必要となる経費で、支援対象期間中の活動経費で期間内に支出が完了するものに限ります。
- (3) 対象となる経費とその例

項目	内容
①食材費	・主に子どもたちに提供する食材の購入費 ・主に子どもたちに提供する、配布用のお弁当、軽食などの購入費
②体験活動費	・子どもたちの体験活動に必要な費用

	(備品レンタル費、体験活動の会場費・子どもの交通費(実費)など含む) ・体験活動時の、主に子どもたちのための弁当代 ※上限:1人当たり800円(飲料・菓子代含む)
③学習教材費	・参考書や学習支援活動に必要な教材費用
④保険料	・ボランティア保険料、行事保険料など
⑤受講・検査費用	・食品衛生責任者講習料 ・検便検査費用
⑥備品・消耗品費	・①～⑤以外の備品・消耗品購入費 ・1万円以上の備品を申請する場合は、価格、仕様のわかるカタログなどを提出(コピー可)。
⑦燃料費	・食材や備品などの運搬に際し、かかったガソリン代(燃費と距離で算出した実費)
⑧会場費	・活動の会場となる施設の使用料
⑨謝金・講師料	・ボランティアや外部講師の謝金、交通費など
⑩印刷費	・チラシの印刷費用など
⑪その他	・①～⑩に該当しないが、活動に必要な費用

以下に該当する費用は「対象外」とします。

ア. すでに完了した活動にかかった経費

イ. 他団体から、すでに支援・助成等されている経費

ウ. 一般的な市場価格に対して著しく高額^注な経費

注)「著しく高額」とは、複数の見積もり・市場価格との比較で合理的に説明できないものを指します。不安な場合は事前にお問い合わせください。

エ. 当該活動と関係が明確でない経費

例: 自宅や他の事業と併用する事務所の備品

個人所有の車両・機器の使用に対する使用料・レンタル料

給料、各種手当、社会保険料その他団体の構成員にかかる費用

オ. カメラやビデオ・パソコンなど、他の業務・活動と兼用する備品購入費

※その他、内容によっては対象外となるものがあります。

※備品購入の申請は、事務局で必要性などを精査し可否を判断します。

※支援する経費はすべて実費精算^注となります。

注)実費精算とは、実際に支出した費用に対して支援金をお支払いする方式です。申請時に見込み額を申請いただき、完了報告時に領収書・レシートを添付して精算します。

(4)その他

・同一団体が重複して申請することはできません。

・いずみ市民生協が拠出する他の支援金とも、重複して申請することはできません。

・申請総額が支援予算総額を上回った際は、申請金額に応じて一律に減額する場合があります。

・支援金は採択決定後に一括でお振込みします。活動完了後、残額が生じた場合はご返還いただきます。

・複数の団体が連携して活動を行う場合、代表して1つの団体に支援します。

Aコース 子どもの居場所づくり活動

<申請の要件>

- (1) 支援事業募集説明会に参加すること。(継続申請の場合は動画視聴を参加とみなします)
- (2) 申請提出後、事務局との個別懇談に応じること
- (3) 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること
- (4) いずみ市民生協が主催する支援団体活動発表・交流会に活動報告を提出すること。また、可能な限り参加すること

<支援上限金額>

申請金額の上限は 250,000 円とします。

<スケジュール>

・ 申請受付期間	2026 年 9 月 7 日～2026 年 10 月 30 日
・ 説明会(参加必須) ※2026 年度支援団体については、WEB 動画による説明を視聴することで、参加と みなします。	① 9 月 11 日(金)14:00～16:00 会場:南海岸和田浪切ホール 研修室 1 ② 9 月 16 日(水) 10:00～12:00 会場:生協堺東本部 1 階とまとちゃんホール ③ 9 月 18 日(金) 10:00～12:00 オンライン開催
・ 受付締切	郵送の場合 2026 年 10 月 30 日(金)必着 持参の場合 2026 年 10 月 30 日(金)17時までに生 協堺東本部へ持参
・ 事務局による一次審査・個別懇談	2026年10月～11月末(予定) (提出順に懇談日程を個別調整させていただきます)
・ 委員会、理事会による審査	2027 年 1 月～2 月
・ 採否通知	2027 年 3 月 26 日(金)まで
・ 支援金振込(予定)	2027 年 3 月下旬
・ 支援団体活動発表・交流会(参加推奨)	2027 年 9 月 6 日(月)

<個別懇談>

申請書が提出された後、とまとちゃん福祉基金事務局より日程調整のうえ個別懇談を行い、活動の目的・内容、支援金の使途などを確認します。

Bコース 期間限定・立ち上げ期の子どもの居場所づくり活動

- ① 単発もしくは一定期間に集中して実施する子どもを対象とした活動
(例:夏休み限定の子どもの居場所づくり活動、子どもの生活改善や学習支援、体験活動、
子どもの体力や健康測定開催 等)
- ② 子どもの居場所等の開設から立ち上げ期の活動
A コース申請を見据えた活動(新規団体むけ)

<申請の要件>

- (1)行政の支援や学校の教職員組織、児童相談所、保健所、学校などの関係行政機関と連携した（民生委員・児童委員など含む）活動のうち、公的支援で費用がまかなえないものに活用すること
- (2)申請提出後、事務局から必要とされた団体は個別懇談※に応じること。
- (3)新規申込みの場合は市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること
- (4)いずみ市民生協が主催する支援団体活動発表・交流会に活動報告を提出すること。また、可能な限り参加すること

<個別懇談>

申請書が提出された後、とまとちゃん福祉基金事務局より日程調整のうえ個別懇談を行い、活動の目的・内容、支援金の使途などを確認します。

<支援上限金額>

申請金額の上限は、100,000 円とします。

<スケジュール>

・申請受付期間	2026 年 9 月 7 日～2026 年 10 月 30 日
・受付締切	郵送の場合 2026 年 10 月 30 日(金)必着 持参の場合 2026 年 10 月 30 日(金)17時まで に生協堺東本部へ持参
・事務局による一次審査・個別懇談	2026 年 10 月～11 月末(予定)
・委員会・理事会による審議	2027 年 1 月～2 月
・採否通知	2027 年 3 月 26 日(金)まで
・支援金振込(予定)	2027 年 3 月下旬
・支援団体活動発表・交流会(参加推奨)	2027 年 9 月 6 日(月)

6. 応募方法

支援金を希望する団体は、「申請要件点検表」に基づいて点検を行った後に、「とまとちゃん福祉基金 支援申請書」に必要事項を記入の上、署名または記名・捺印し、添付書類を同封していずみ市民生協へ提出するものとします。

申請に必要な書類は、いずみ市民生協のホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.izumi.coop/activity/attempt/fukusikikin/public-relations/>



■提出書類

- 1)とまとちゃん福祉基金申請書
- 2)支援金振込希望口座の金融機関通帳の「金融機関名、支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人」がわかる部分をコピー（通帳の表紙では不可、中面をコピーしてください。）
- 3)記入した「申請要件点検表」
- 4)市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦状 A コース応募団体、B コー

スの新規応募団体のみ

上記を揃えて申請書を提出してください。

7. 審査および決定

期限までに提出された書類および聞き取り内容をもとに、とまとちゃん福祉基金諮問委員会の助言を得て公平に審査を行います。審査にあたって、追加の書類提出の依頼や、いずみ市民生協からのヒアリングなどが発生する場合があります。

基金の目的・趣旨から外れる活動については、その部分にかかる経費については減額、または不支給とし、今年度の予算総額の範囲内で支援団体および金額を決定します。

審査のポイント

- | | |
|----------|--|
| ① 適格性 | 募集事業の趣旨と活動内容が合致している |
| ② 必要性 | 地域の課題と活動内容が一致し、地域や対象者のくらしの改善につながる |
| ③ 継続性 | 今後もいずみ市民生協の活動エリア内でとりくみの継続が見込める |
| ④ 実現性 | スケジュールが具体的で、実現可能な計画になっている |
| ⑤ 収支の妥当性 | 収支計画が具体的・妥当である
他団体からの助成金や募金収入など自主財源の確保につとめている |

<支援金受け取り後の留意事項>

8. 計画変更

以下のような変更が生じた場合、速やかにその理由および状況をいずみ市民生協に報告し、修正依頼書を提出してください。

- (1)申請内容または金額の変更をする場合
- (2)支援金対象活動が予定の期間内に完了しない場合
- (3)活動の遂行が困難になった場合

9. 報告書の提出

活動を行った月の翌月末日までに必ず月次報告書をご提出ください。また、当該年度の活動が完了したとき(中止または廃止した場合を含む)は、終了した月の翌月末までに、領収書・レシートのコピーなど発生経費と使途が確認できる資料を添付して「完了報告書」を提出します。領収書・レシートは発行者(店舗など)の印字・押印および日付があるものに限りです。(写真画像不可)

いずみ市民生協が必要であると認めるときは、支援団体に対して、活動の遂行状況および会計に関して報告を求め、実地調査や追加の書類提出を依頼する場合があります。また、活動報告書および完了報告書に記載の内容を、いずみ市民生協のホームページに掲載することがあります。

10. 情報公開および取材

いずみ市民生協の広報誌やホームページで、支援団体の情報(名称、実施場所、とりくみ内容など)を公開します。活動の進捗状況の報告や取材にご協力ください。

11. 支援の取り消し

いずみ市民生協は、支援団体が以下のいずれかに該当すると認める場合は、支援決定を取り消すことができます。また、支援決定の取り消しにより、支援団体に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負いません。

- (1) 支援金を事業以外の用途に使用したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした、または活動に不正があったとき
- (3) 運営規約、拠出要項、募集要項に違反したとき

12. 支援金の返還

いずみ市民生協は、支援決定を取り消した場合、また、支援金に残額が生じた場合は、期日を定めて支援金の返還を求めます。

13. 問い合わせ先

大阪いずみ市民生活協同組合 地域活動推進部
地域活動グループ とまとちゃん福祉基金担当(馬谷、岸本)
〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15
TEL:072-232-5029 FAX:072-225-2517
E-mail:tomato-kikin@izumi.coop
(※土曜・日曜を除く 9:00~17:00)



※郵送する場合は、封筒の表書きに「申請書類」と明記してください。

14. 個人情報の取り扱いについて

とまとちゃん福祉基金のとりくみで取得する個人情報は、以下の目的に限り利用します。

- 支援案件に対する審査および支援実施
- 支援決定後の手続きなどの連絡・郵送
- 現地実査等のための連絡、交流会などの案内
- いずみ市民生協内の管理業務
- 広報活動等

以上